

豊川市防火水槽撤去事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化により保守管理が困難となった防火水槽の撤去に要する費用の一部を補助することにより、当該施設による危険の排除、及び当該施設周辺の衛生環境の悪化の防止を図るため、本市の町内会、連区又は消防に関する団体（以下「町内会等」という。）に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市防火水槽撤去事業費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内会等が自ら所有し、管理する20t以上の防火水槽の撤去事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、防火水槽1基につき補助事業に要する経費の3分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は40万円のいずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業開始までに、豊川市防火水槽撤去事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 撤去場所案内図
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、豊川市防火水槽撤去事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更)

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに豊川市防火水槽撤去事業費補助金事業変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第5条第1項の規定による通知を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、豊川市防火水槽撤去事業費補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、豊川市防火

水槽撤去事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 工事写真（着手前、及び完了時が確認できるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市防火水槽撤去事業費補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

（交付の決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市防火水槽撤去事業費補助金取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

豊川市防火水槽撤去事業費補助金交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所
申請者 代表者職名
代表者氏名
電話番号

下記のとおり豊川市防火水槽撤去事業費補助金を交付してください。

記

交付申請額		
円		
交付申請額の算出基礎		
総事業費	補助対象事業費	補助額
1,000円未満切捨		
補助事業の目的及び内容		
事業実施予定期間		
年 月 日から 年 月 日まで		
備考		

添付書類

- 1 見積書の写し
- 2 撤去場所案内図

様式第2号 (第5条関係)

豊川市防火水槽撤去事業費補助金交付決定通知書

豊消本総指令第 号

住 所
申請者 代表者職名
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました豊川市防火水槽撤去事業費補助金について、下記のとおり交付します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

交付決定額

円

交付の条件

- 1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を得ること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助金を補助事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号 (第6条関係)

豊川市防火水槽撤去事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所
申請者 代表者職名
代表者氏名
電 話 番 号

下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、承認してください。

記

交付決定通知書番号	豊消本総指令第	号
変更する内容		
備考		

添付書類

1 見積書の写し

様式第4号 (第7条関係)

豊川市防火水槽撤去事業費補助金交付申請取下書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所
申請者 代表者職名
代表者氏名
電話番号

下記のとおり補助事業の申請を取り下げます。

記

交付決定通知書番号	豊消本総指令第	号
取下げの理由		
備考		

様式第5号（第8条関係）

豊川市防火水槽撤去事業費補助金実績報告書

年 月 日

豊川市長 殿

住 所
申請者 代表者職名
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 豊消本総指令第 号で補助金交付決定のあった補助事業について、下記のとおり実施しました。

記

交付決定額	円
精算額	円
補助事業の内容及び成果	
事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	
備考	

添付書類

- 1 領収書の写し
- 2 工事写真（着手前、及び完了時が確認できるもの）

様式第6号 (第9条関係)

豊川市防火水槽撤去事業費補助金確定通知書

豊消本総達第 号

住 所
申請者 代表者職名
代表者氏名

年 月 日付けで実績報告のありました豊川市防火水槽撤去事業
費補助金について、下記のとおり補助金の額を確定します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

補助金の確定額

円

様式第7号 (第11条関係)

豊川市防火水槽撤去事業費交付決定取消通知書
豊消本総達第 号

住 所
申請者 代表者職名
代表者氏名

年 月 日付け 豊消本総指令第 号でした補助金交付決定
について、下記のとおり取り消します。

年 月 日

豊川市長 氏 名 印

記

取消しの理由

取消しの内容